

第5章 館林市の歴史文化の保存・活用

1 里沼文化の保存・活用の方針

(1) 目指すべき将来像

里沼のまち・館林市文化財未来ビジョン 一つながり文化財×つながるまちづくりー

館林市には、歴史や風土に生まれ、市民の生活に根付いた豊富な文化財が存在する。これら現在まで受け継がれた文化財を確実に保護するとともに、それらが本来持っている魅力に改めて光を当て、学校教育や生涯学習、地域活性化、世代間・地域間の交流を図っていくものとする。そして、本市の歴史文化や文化財・歴史文化資源（里沼文化資源）を積極的に活用しながら、将来的なひとづくりやまちづくりの創造に取り組むものとする。

本計画においては、目指すべき将来像を **里沼のまち・館林市文化財未来ビジョン 一つながり文化財×つながるまちづくりー** とし、各分野の具体的措置を推進していく。

2 館林市の文化財行政

(1) 文化財に係る行政組織・体制

館林市の文化財行政は、文化財保護法・群馬県文化財保護条例・館林市文化財保護条例などに基づき、館林市教育委員会文化振興課が担当・執行している。また、教育委員会の諮問機関として、館林市文化財保護審議会を設置(館林市文化財保護条例第9条)している。このほか、関係機関と連携しながら各種事業を実施している。

現在、文化振興課には文化財系のほか、日本遺産推進係、市史編さんセンター、芸術文化係を置く。中でも文化財係・日本遺産推進係・市史編さんセンターはそれぞれ関連性が高いことから、相互に連携と役割分担をしながら事業に取り組んでいる。

その他、文化財の保存・活用については、連携が重要な館林市役所の市長部局の各課とも随時調整や協議を行いながら事業を展開している。館林駅東・旧城下町エリアにある「歴史の小径」にある「竜の井」や「鷹匠町長屋門」などの文化財や歴史的建造物などに関する管理や普及に取り組む市民協働課、国指定名勝「躑躅ヶ岡」の管理や整備、関連イベント等を実施するつつじのまち観光課、「旧二業見番」や「外池商店」などまちなかの歴史文化ストックを活かしたまちづくりを展開する区画整理課などがその代表である。

組織		主な業務内容
教育委員会	文化振興課	文化財係 ・事務員 7 名 (うち学芸員 4 名)
		日本遺産推進係 ・事務員 3 名
		市史編さんセンター ・専門職員 1 名 事務員 1 名 (うち学芸員 2 名)
		芸術文化係 ・事務員 5 名 技 師 1 名
	諮 問 機 関	館林市文化財保護審議会 ・委 員 1 0 名 (学識経験者 6 名) (行政職員 4 名)
市長部局	館 林 市 史 編 さん 委 員 会	
	館 林 市 史 編 さん 専 門 委 員 会	
	市 民 環 境 部 市 民 協 働 課	
	経 済 部 つ つ じ の ま ち 観 光 課	
	都 市 建 設 部 都 市 計 画 課	
	都 市 建 設 部 区 画 整 理 課	

表 5-1 文化財の保存・活用に関わる館林市の体制

(2)文化財行政の概要

館林市の文化財行政に関する事務は、昭和 5 3 年(1978) 4 月 1 日に教育委員会文化振興課内に文化財係が新設されて以降、各文化財の調査、保護、管理、活用、普及に関する業務を担当・執行している。

まず文化財の調査分野では、歴史、民俗、自然、埋蔵文化財、文芸部門など各分野の文化財に関する調査、研究、関係資料の整理などの業務を行っている。

また、文化財の保護分野においては、学術調査などに基づく文化財の指定・登録に関する業務、指定文化財の保護・管理や個別の保存管理計画などの策定のほか、計画的な修理なども行っている。埋蔵文化財の保護や開発等への対応・指導、文化財の日常管理や所有者への指導・助言、文化財や文化財関連施設の防災・防犯体制の設備整備、防火訓練などの実施、防火・愛護ポスターの掲示やチラシ等の配布など、防災・防犯対策にも取り組んでいる。

普及・活用分野に関しては、学校連携や資料教材化のほか、普及用図書やパンフレットなどの作成、講演会・講座・ワークショップ等の開催を行うほか、広報・周知 P R 活動をはじめとした積極的な情報発信、文化財や歴史ガイドボランティアなど、関連団体や地域活動者などの育成にも努めている。

さらに文化財係では、館林市立資料館(第一資料館・第二資料館)、田山花袋記念文学館、鷹匠町武家屋敷「武鷹館」や、文化財資料保存庫等の市内文化財関連施設などの管理・運営も担当し、資料の保存・管理・整理、展示会や講座・ワークショップなどの関連イベントの開催、普及活動なども展開している。

施策		主な業務内容
文化財の調査		(1)各文化財(歴史、民俗、自然、埋蔵文化財、文芸部門など)に関する調査、研究、関係資料の整理
文化財の保護・管理		(1)学術調査などに基づく文化財の指定・登録 (2)指定文化財の保護・管理：保存管理計画などの策定、計画的な修理 (3)埋蔵文化財の保護、開発事業などへの指導 (4)文化財の日常管理、所有者への指導や助言など (5)防災、防犯対策： 文化財や文化財関連施設の防災・防犯体制の設備整備、防火訓練などの実施、防火・愛護ポスターの掲示やチラシ等の配布など (6)館林市文化財保存活用地域計画の作成
文化財の普及・活用		(1)学校連携や資料の教材化、パンフレットなどの作成 (2)文化財などの整備活用事業 (3)講演会などの実施、支援 (4)関連事業の広報活動、関連団体などの育成
施設の管理・運営		(1)関連事業の企画 (2)資料館及び文学館の管理、運営、展示、普及 (3)関連資料の保存、管理、整理
	管理施設	(1)館林市立資料館(館林市第一資料館・館林市第二資料館) (2)田山花袋記念文学館 (3)鷹匠町武家屋敷「武鷹館」 など

表 5-2 文化財行政の概要

(3)文化財に関わる主な事業

館林市において、教育委員会文化振興課と関係課により実施してきた各種事業を下記のとおり整理した。

まず「保存」に関する事業については、廃棄や棄損の恐れのある文化財の確認や収集は随時行っている。昭和35年(1960)に「茂林寺沼及び低地湿原」が群馬県指定天然記念物になると、以後、沼や湿原の健全化と貴重動植物の保護・保全に取り組んできたほか、「茂林寺沼湿原保護保全専門委員会」を組織し、事業評価や『茂林寺沼湿原保護保全のための計画』策定などを進めてきた。

昭和54年(1979)年には「旧上毛モスリン事務所」、昭和56年(1981)には「田山花袋旧居」を館林市立資料館(第二資料館)に移転・移築し、市内に残る貴重な歴史的建造物を保存するとともに、見学できる資料として公開・活用を図っている。

その後、館林駅東側の再開発に伴う善導寺の郊外移転に際して、昭和60年(1985)に館林藩の初代藩主「榊原康政」の墓の移築復元を行ったほか、平成12年(2000)から15年(2003)にかけては、「旧館林藩士住宅」を市内尾曳町から「歴史の小径」の中央部である大手町に移築復元した。

保存に関する事業	
事業名	事業内容
廃棄や棄損の恐れのある文化財の収集事業 【随時】	・廃棄や棄損の恐れのある文化財について、主に市民からの情報提供等によって収集、保管し、その一部を必要に応じて展示や学習教材に活用している。
県指定天然記念物「茂林寺沼及び低地湿原」保護保全事業 昭和35年(1960)～	・環境悪化の阻止、豊かな自然の回復と湿原の保護を目的とする。 ・『茂林寺沼湿原保護保全のための計画(第Ⅱ期)』(令和5年度改定)に基づく。 ・「茂林寺沼湿原保護保全専門委員会」が組織され、事業評価や提案を行う。
県指定史跡「旧上毛モスリン事務所附棟札」曳家移転事業 昭和54年(1979)	・明治42年(1909)頃に建築。現在の館林市役所庁舎の建設に伴い、それまでの館林城二の丸跡付近から、第二資料館敷地内へ曳家移転した。 ・現在まで保存するとともに、資料館として公開・活用している。
市指定史跡「田山花袋旧居および旧居跡附建家売渡証一札」移築再建事業 昭和56年(1981)	・城町(裏宿)地内にあった田山花袋が少年時代に住んだ家を第二資料館敷地内に移築復元し、現在まで公開している。旧居の跡地は史跡公園として公開している。
県指定史跡「榊原康政の墓附同画像」移転事業 昭和60年(1985)	・「館林駅前広場整備計画」により、墓のある善導寺が本町二丁目より楠町へ移転するのに伴い、移築復元を行うために実施した。 ・事業に際して従前地の発掘調査が行われ、記録の保存を行った。 ・榊原家初代康政のほか、2代康勝など一族の墓にも同様の事業を実施した。
市指定史跡「旧館林藩士住宅」移築復元事業 平成12年(2000)～15年(2003)	・尾曳町(旧外伴木)地内にあった旧館林藩士の屋敷を、大手町(旧鷹匠町)に移築復元のうえ、現在まで保存・活用している。 ・移築先の長屋門、附属住宅も併せて整備され、保存・活用している。
市史編さん事業 平成13年(2001)～	・先人たちが残してきた文化遺産とその足跡を、次世代に残すために『館林市史』の編さんと刊行を行う。

表 5-3 《文化財の保存に関する事業》

次に「活用」に関する事業としては、つつじのまち観光課により国指定名勝「躑躅ヶ岡」でつつじ古木群の調査研究が進められているとともに、「躑躅ヶ岡」を含む「つつじが岡公園」や隣接する城沼、周辺の社寺、館林城跡などの文化財、「つつじが岡ふれあいセンター」などの関連施設と併せ、本市の観光事業の中核として活用が展開している。

群馬県指定天然記念物である「茂林寺沼及び低地湿原」については、沼・湿原に隣接した「分福茶釜(ぶんぶくちやがま)」の伝説で知られる茂林寺とあわせ、多くの観光客が訪れており、こちらも観光面での活用が図られている。近年では、観光面での活用だけでなく、沼・湿原環境の価値を普及啓発のイベント(茂林寺沼湿原自然学習会)や、環境・動植物保護を目的とした市民活動の実践の場としても活用している。

多くの文化財を収蔵している館林市立資料館(第一資料館・第二資料館)や田山花袋記念文学館では、適切な環境により文化財を収蔵・保管し、収蔵した文化財を調査研究する場としても機能している。また、各施設でそれぞれの文化財の展示・公開を図ることにより、本市の歴史

文化の普及・啓発を行うとともに、積極的な情報発信を行うことで、観光誘客施設としても活用している。

市指定文化財「旧館林藩士住宅」を含む鷹匠町武家屋敷「武鷹館」は、文化財ボランティア団体の活動拠点にもなっていると同時に、近世館林藩士の暮らしを再現した展示を活用し、昔の暮らしや年中行事、遊びなどについて体験学習する場として活用している。さらには「武鷹館」は展示室や会議室、イベントスペースとして貸し出しが行われ、市民活動の場としても活用している。

そして都市計画課では景観向上と市街地活性化を目的として、「歴史の小径」整備事業を行い、中心市街地に点在する歴史的建造物を結び、回遊性と賑わいを創出するまちなか散策路として整備、活用されているとともに、「小径」沿線の門や塀、看板などの設置や改修など、景観向上を目的とする事業に補助を行っている。

活用に関する事業	
事業名	事業内容
国指定名勝「躑躅ヶ岡(ツツジ)」 (市つつじのまち観光課)	【主な活用方法】観光・普及啓発・学習支援 ・周辺の「つつじが岡公園」や隣接する城沼、周辺の社寺、館林城跡などの文化財、「つつじが岡ふれあいセンター」などの関連施設と併せ、本市の観光事業の中核として活用している。
県指定天然記念物「茂林寺沼及び低地湿原」	【主な活用方法】観光 普及啓発 市民活動支援 ・湿原に隣接した「分(文)福茶釜伝説」で知られる茂林寺と併せ、多くの観光客が訪れる。 ・湿原環境の価値に関する普及啓発のイベント(茂林寺沼湿原自然学習会)や、環境・動植物保護を目的とした市民活動の実践の場として活用している。
館林市立資料館 (第一・第二資料館) 田山花袋記念文学館	【主な活用方法】資料収集・保管 普及啓発 学習支援 調査研究 ・文化財を収蔵して保護、管理し、それらの調査研究の場として機能している。 ・各種文化財の展示・公開により、本市の歴史文化の普及・啓発を図るとともに、積極的な情報発信により観光誘客施設としても活用している。 ・展示解説や講演会等の各種イベントの開催、関連書籍の刊行等の普及啓発を行っている。
鷹匠町武家屋敷「武鷹館」(市指定史跡「旧館林藩士住宅」を含む)	【主な活用方法】学習支援 市民活動支援 ・近世館林藩士の暮らしを再現した展示を活用し、昔の暮らしや年中行事、遊びなどについて体験学習する場として活用している。 ・「武鷹館」は展示室や会議室、イベントスペースとして貸し出しが行われ、市民活動の場としても活用している。 ・管理や運営は館林文化財ボランティアの会が担い、イベントの開催や観光客への対応を行っている。
歴史の小径整備事業 (市区画整理課)	【主な活用方法】景観向上 市街地活性化 ・中心市街地に点在する歴史的な建造物を結び、回遊性と賑わいを創出するまちなか散策路として整備、活用している。 ・沿線の門や塀、看板などの設置や改修など、景観向上を目的とする事業に補助を行っている。

表 5-4 文化財の活用に関する事業

3 里沼文化の保存・活用の現状と課題

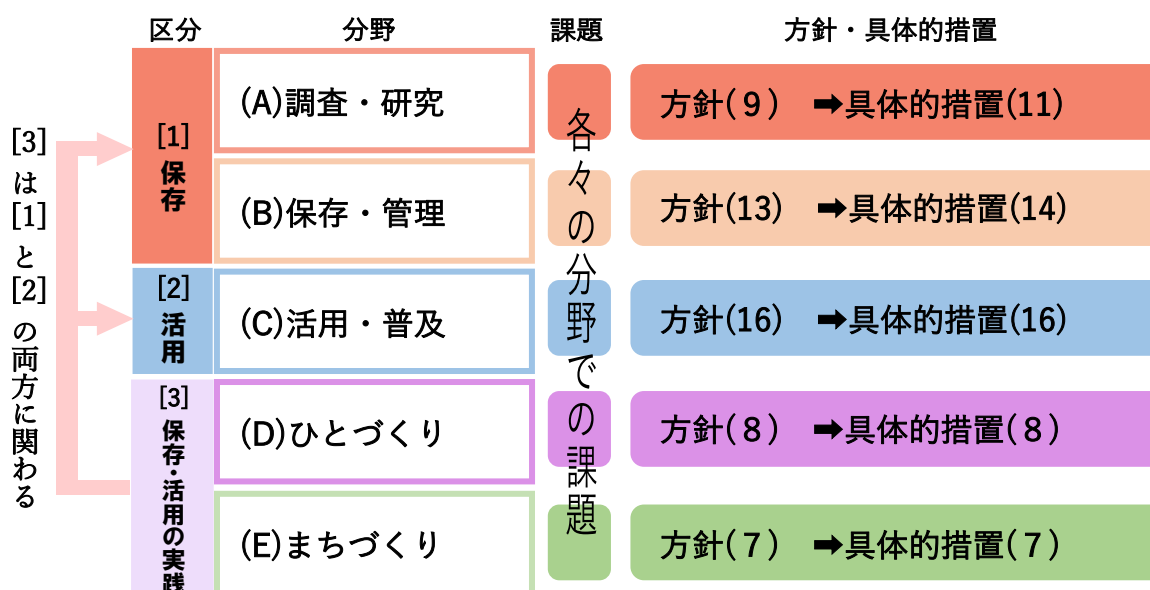
(1) 里沼文化の保存・活用における区分と分野

2 で見たように、館林市では文化財に関する保存と活用における各種事業を展開してきたが、人口減少・少子高齢社会の進展に伴って文化財消滅・存続の危機を迎えているものが存在している。地域の歴史文化を後世につなぐためには、社会構造や経済情勢の急激な変化、それに伴う生活様式の変容や価値観の多様化、住民要望やニーズの変化にあわせながら、里沼文化の保存・活用に取組んでいくことが重要である。

この地域計画では、本市の里沼文化を保存・活用し、さらにひとづくりやまちづくりなどの分野でも活かしていくための現状と課題について、協議会の審議や作業部会による検討、本計画作成に伴い実施した市役所関係部局の意見などに基づき、以下の区分に整理した。

まず、[1] 保存の区分では、(A) 調査・研究、(B) 保存・管理の2つの分野を設定した。また、[2] 活用の区分においては(C) 活用・普及の分野を設定し、保存と活用の両方に関連する(D) ひとづくり、(E) まちづくりの分野については、[3] 保存・活用の実践という区分でまとめた。

それぞれの区分・分野ごとに現状と課題を分析し、課題解決のための基本方針を立てた。各基本方針に応じた具体的措置については、次章(6章)で詳述する。



(2)里沼文化の保存・活用における現状と課題

各分野の現状と課題、基本方針は次のとおりである。

[1]保存 — (A)調査・研究

区分	分野	課題	④方針
[1]保存	(A)調査・研究	■埋蔵文化財保護の基礎資料である遺跡台帳や既往調査履歴の更新が不十分で現況が反映されていない。 ■民間開発の照会に際して庁内関係部署のもつデータとの連動が図れていない。	①埋蔵文化財遺跡台帳や既往調査履歴更新と地理情報システム(GIS)導入 遺跡台帳や既往調査履歴の更新とあわせ、地理情報システム(G I S)の導入を図る。
		■社寺や個人所有の芸術作品など、文化財の分野ごとに把握レベル、調査レベルに差が生じている。また、旧城下町エリアと比較して、郊外の旧農村部エリアなどでは文化財把握調査が十分に行われておらず、地域差が見られる。	②分野別・エリア別悉皆把握調査の実施 現在調査が十分に行われていない社寺や民間で所有する文化財に関する把握調査、市内エリア別の把握調査を進める。
		■動植物、景観、民俗などの分野では過去に調査が行われてきたものの経年変化を確認する調査が行われていない。	③動植物・景観・民俗分野の経年変化確認調査の実施 動植物や景観、民俗等に関する経年変化の確認を目的とした調査を実施する。
		■調査済文化財の台帳が未整備で、公開がなされていない。	④調査済文化財の台帳の整備・公開 文化財の死蔵を防止するため、調査済文化財の台帳を整備し、公開可能なものについては市や資料館・文学館等のデータベースとして公開を図る。

区分	分野	課題	⑤方針
[1] 保存	(A) 調査・研究	■市や県など行政による調査が主体のため、文化財の価値や魅力を掘り起こすための調査に地域住民が携わる機会がない。	⑤地域住民との協働調査の実施 地域に眠る新たな文化財の掘り起こしや価値の見直しを目指し、市民参加で行うワークショップ型の文化財調査を推進する。
		■館林市立資料館や館林市史編さんセンターにおける「里沼」をはじめとした調査・研究の成果が、地域住民に十分に伝わっていない。	⑥「里沼学」確立のための研究推進と支援 「里沼学」確立を目指して「里沼」に関する研究紀要や双書を刊行するほか、「里沼市民大学」・「里沼サミット」等も開催し、成果を公開する。
		■茂林寺沼湿原においては、高校や大学だけでなく民間の専門機関・事業者等との連携が弱く、文化財としての価値を高めるための調査・研究が行われていない。	⑦産官学連携による調査・研究の実施 茂林寺沼湿原の保護・活用に向けて、地元高校や大学、民間の専門機関・事業者等との産官学による連携体制を構築し、調査・研究に取り組む。
		■市内には館林駅東側エリアや「歴史の小径」を中心に歴史的建造物が存在しているが、文化財的価値が伝わらず老朽化による解体等が相次いでいる。	⑧大学や民間と連携した歴史的建造物調査の実施 大学や民間の専門機関・事業者等と連携しながら、市内に残る歴史的建造物の調査を行う。

[1]保存 — (B)保存・管理

区分	分野	課題	④方針
[1]保存	(B)保存・管理	■これまで行政の支援を受けず、地域社会などが主体で管理してきた未指定・未登録文化財について、人口減少や高齢社会進行などにより、従来のような管理ができなくなる恐れがある。	①文化財の指定・登録の推進 重要かつ要件が揃っている文化財の中で、喪失・流出するおそれのあるものについては、行政による文化財の指定または登録を進め、制度的な保護を図る。
		■茂林寺沼湿原の水量不足・水質悪化、旧上毛モスリン・旧二業見番などの歴史的建造物の老朽化対策、館林城跡・土塁等の管理など、既に指定・登録された文化財の保存措置や適切管理が不十分である。	②指定・登録文化財の維持管理の強化 茂林寺沼湿原の健全化や旧上毛モスリン・旧二業見番などの歴史的建造物の保存、館林城跡・土塁等の樹木管理・除草をはじめ、指定・登録を受けた文化財の維持管理を強化する。
		■指定・登録文化財の修繕や環境整備に一部支援や補助制度が設けられているが、現行制度でカバーしきれないものがあるため、今後の制度運用や未指定・未登録文化財への支援拡充などについて検討する必要がある。	③現行の市指定文化財制度の見直し 市文化財保護条例及び補助金交付要綱の改正や、市の指定文化財制度の見直しを行うとともに、独自の新たな文化財保護制度の導入も検討する。
		■文化財の担い手の不足により、祭りや行事の断絶、伝統技術や伝統芸能の消滅、景観の悪化、有形文化財の損壊や紛失など、継承への危機が懸念されている。	④文化財の所有者・継承者等への支援制度の拡充 文化財所有者や継承者、関係団体への支援制度の拡充を検討するほか、文化財講座や公民館事業と連動したマッチングに取り組むとともに、行政や民間等による各種補助・助成制度等を適切に周知する。

区分	分野	課題	⑤方針
[1] 保存	(B) 保存・管理	■ 継承が困難な文化財を記録保存した写真・音声・映像等のデータはあるものの公開されていない。	⑤記録保存データのデジタル化推進 過去に記録した文化財に関する写真・音声・映像等のデジタル化を進め、展示施設で公開する。継承が困難な状況にある文化財についてはデジタル技術を用いた記録保存に取り組むものとする。
		■ 指定・登録文化財について、将来的な保存管理や活用の方針を定める個別の保存管理計画が策定されていない。	⑥指定・登録文化財の個別保存管理計画の策定 指定・登録文化財を適正に管理していくため、ガイドラインとなる個別の保存管理計画の策定を進め、中・長期的な取組みを位置付ける。
		■ 市が定期的な文化財巡検は実施しているものの、各々の文化財に最も近い所有者・管理者等との連絡網が未整備なため、迅速な情報伝達が行われていない。	⑦文化財所有者・管理者等との連絡体制構築 メールやSNS等、インターネットを活用しながら文化財所有者と随時連絡・情報伝達が可能な体制を構築し、文化財保護・管理の円滑化を図る。
		■ 指定・登録文化財に関する管理コストと人員不足が深刻化しており、将来的な保存・管理が行えなくなる可能性がある。	⑧地域連携による保存・管理コストの低減 有償ボランティア等を活用した市アダプト制度導入により、地域住民や地域活動者と連携し持続可能な管理体制を構築し、保存・管理コストを低減する。

区分	分野	課題	⑨方針
[1] 保存	(B) 保存・管理	■ 館林市立資料館や田山花袋記念文学館、文化財資料保存庫の収蔵スペースが限界を迎えているほか、施設自体も老朽化し適切管理を行うために必要な温湿度管理が可能な設備がない。	⑨文化財関連の収蔵スペース確保や収蔵庫設備改修の検討 文化財関連施設の収蔵スペース確保、保存・管理機能の強化を目的として、館林市立資料館・田山花袋記念文学館・文化財資料保存庫などの施設更新や設備改修を検討する。
		■ 地震や台風・洪水等の災害発生時を想定した文化財巡検・レスキューマニュアル、文化財関連施設の災害時対応マニュアルは存在するが、十分に機能していない。	⑩市文化財防災ガイドラインの策定 文化庁や群馬県のガイドラインと連動した、文化財巡検やレスキューに関するガイドラインを策定するほか、文化財関連施設(館林市立資料館・田山花袋記念文学館・鷹匠町武家屋敷「武鷹館」等)の災害時対応マニュアルの見直しを図る。
		■ 個人所有や社寺所有の文化財や、地域の未指定文化財(無住の社寺など)の防犯体制が整っておらず、人員不足等により対応が困難な状況にある。	⑪地域ぐるみの文化財防犯体制の整備 個人または社寺に関連する文化財の防犯体制強化を図るとともに、地域の未指定文化財については、地元やボランティア等の協力による地域ぐるみのパトロール体制を整備する。
		■ 災害に被災した文化財の避難先や、一時保管や保存処置など、レスキューのための作業場所が準備されておらず、万一の際の対応が取れない恐れがある。	⑫被災文化財避難先リストの作成 群馬歴史資料継承ネットワークなどと連携しながら、地域で一番リスクのある水害を想定した被災文化財の避難先(“里沼・川合シェルター”)のリストを作成する。『国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン』や『国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』などを参考にしながら進めていく。

区分	分野	課題	⑯方針
[1] 保存	(B) 保存・管理	■文化財レスキュー団体との連携体制が構築されておらず、災害時の対応や被災文化財の取扱い技術を持った職員・スタッフ・文化財所有者がいない。	⑬文化財防災センターとの連携体制構築 県を經由して独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターに要請を行う。『国宝重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン』や『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』などを参考にしながら進めていく。



写 5-1 市指定重文「旧館林藩士住宅」
移築復元の様子



写 5-2 館林市第一資料館



写 5-3 市史編さん事業(調査)



写 5-4 館林文化財ボランティア(お月見会)

[2]活用 — (C)活用・普及

区分	分野	課題	④方針
[2]活用	(C)活用・普及	■それぞれの地域が持つストーリーが浸透していないため、文化財がもつ魅力を伝えきれておらず、歴史文化を活かした特色あるまちづくりにつながっていない。	①地域ストーリー浸透のための普及活動実施 個々の文化財のもつ魅力を改めて確認し、小・中学校や公民館等と連携しながら各地域の特性や地域性にあった活用手法や普及活動を展開する。
		■文化財コンテンツは豊富だが、保存・活用を促進するためのシンポジウムやセミナーが定期的に開催されない。	②定期的な文化財シンポジウム・セミナーの開催 歴史文化や文化財の保存・活用を目的としたシンポジウムやセミナーを定期開催し、所有者や地域住民側の文化財愛護意識を醸成する。
		■歴史的建造物等を活用した展示会やコンサートなどのイベントを通じて、文化財のもつ魅力と雰囲気を感じ取る事業を実施しているが、開催回数や集客数が伸び悩んでいる。	③「文化財ルネッサンス」の開催数増加と周知強化 文化財活用事業「文化財ルネッサンス」の周知を強化し、活用希望者の積極的な獲得を図るとともに、年間開催回数を増加させることで、地域住民等が文化財を通して地域に歴史文化に接する機会を創出する。
		■文化財を公開・活用する文化財施設(館林市立資料館、田山花袋記念文学館、鷹匠町武家屋敷「武鷹館」)が老朽化しており、運営維持のための工事・修繕などの再整備が必要になっている。	④文化財施設の運営維持と再整備 施設本体や管理設備・機器、展示・来館者サービスのための設備・危機が老朽化しているため、引続き運営を維持しながらも、施設の改修・修繕、設備・機器の更新等の再整備に取り組んで行く。

区分	分野	課題	⑤方針
[2] 活用	(C) 活用・普及	■館林市立資料館や田山花袋記念文学館などの文化財を公開・活用する施設や展示設備が老朽化しており、個々の文化財のもつ魅力を引き出せていないだけでなく、運営や改修に必要なコストが膨大化している。	⑤文化財施設整備・再編複合化の検討 市で取組むコンパクトシティ形成・公共施設見直しの動きと合わせて、文化財関連だけでなく周辺施設を含めた施設再編・統廃合等について検討・研究を行い、アクセスや利便性が高く、魅力ある展示公開施設整備の実現に向け検討を進める。
		■文化財を公開・活用する館林市立資料館、田山花袋記念文学館、鷹匠町武家屋敷「武鷹館」の運営にコストがかかっている一方で、入館者数が伸び悩んでいる。	⑥文化財施設における魅力ある展示会等の実施 文化財を公開・活用する館林市立資料館、田山花袋記念文学館、鷹匠町武家屋敷「武鷹館」における適切な施設運営を図るとともに、来訪者満足度を高めるための企画展・特別展・イベント・講座・ワークショップ等を定期的実施する。
		■館林市立資料館・田山花袋記念文学館と市内の他施設(向井千秋記念子ども科学館、つつじ映像学習館、群馬県立館林美術館、毛塚記念館、NPO足尾鉍毒事件田中正造記念館、正田記念館、製粉ミュージアム、カルピスみらいのミュージアム等)との連携が弱く、市内に複数のミュージアム施設があることのメリットを活かし切れていない。	⑦市内ミュージアム施設同士の連携体制構築・強化 市内ミュージアム施設同士の相互の連携体制を構築・強化し、職員同士の交流・情報交換を盛んにするとともに、館同士の共同イベント等の展開を図りながらそれぞれの施設の入館者増や回遊性向上に取組む。
		■文化財に指定・登録されているものの、日常的な公開を行っていないため、訪れた人が見学する機会がなく、それぞれの文化財のもつ価値や魅力が適切に伝わっていない。	⑧文化財を見学できる機会の創出 文化財所有者・管理者・ボランティア団体等と連携しながら、年1回(各1日程度)「文化財一斉公開 in 館林市」事業を新たに創設・実施し、通常は公開されていない文

	化財を見学する機会の創出に取り組む。
■市内には市役所や学校・公民館などの公共施設や、大型ショッピングモール等やまちなかの空き店舗棟も多く存在するが、そのスペースを利用した文化財普及活動はほとんど展開されていない。	⑨公共・民間施設における普及活動の展開 市役所市民ホールや学校・公民館などの公共施設、その他の民間施設や店舗などを利用した展示・普及活動に取り組む。
■文化財そのものや文化財公開・活用施設における、解説サイン・パンフレットが多言語化やユニバーサルデザインなどに対応していない。	⑩文化財の多言語化・ユニバーサル化推進 誰もが文化財や館林市の歴史文化に親しむ環境を整えるため、文化説明板や解説サイン・普及パンフレット、文化財公開・活用施設におけるパネルやキャプション等の多言語化やユニバーサル化を進める。
■年間で数回の文化財関連講演会・講座、文化財公開・活用施設における定例の展示解説会を開催しているが、内容がマンネリ化したことで参加者が減少している。	⑪魅力ある講座や展示解説会の開催 文化財関連講演会・講座や展示解説会の積極的な開催に努めるとともに、参加者アンケートをフィードバックしながら、職員・スタッフが工夫を凝らし、魅力あるコンテンツ創出に努める。
■館林市に残る歴史文化や日本遺産「里沼」を体験・体感できる講座やプログラムが少ない。	⑫体験型プログラム創出による魅力伝達 文化財や日本遺産「里沼」ストーリーの魅力を地域住民や来訪者が学習できる体験型プログラムをワークショップとして創出・展開する。

[2] 活用	(C) 活用・普及	■文化財についての地域住民の興味・関心があまり高くないだけでなく、市外でも館林市の文化財や歴史の価値・魅力が十分に知られていない。	⑬インターネットを使った文化財の情報発信・周知の強化 インターネット(ホームページやWEBサイト、X[旧Twitter])などを積極的に活用し、文化財に関する情報発信を強化する。
		■館林市は首都圏から近いいためテレビや映画などで絶好のロケ地として利用されるが、歴史的建造物をはじめとした市内の文化財が撮影で採用されるケースが少ない。	⑭文化財を活用したロケの積極的な誘致 旧上毛モスリン事務所や旧二業見番組合などの歴史的建造物はロケで利用されることが少ないことから、フィルムコミッション設立の動きと連携しながら、貴重な文化財の存在価値を外部に伝える。
		■市内小・中学校や高校、公民館等で文化財を扱う授業・講座が多いが、単発やスポット開催で終わってしまい、価値や魅力が伝わっていない。	⑮学校・公民館等との連携・支援 小・中学校における総合学習や公民館講座などを引続き支援しながら、文化財の価値や魅力の伝達を図る。
		■館林市には麦や川魚、発酵食品などの豊かな食文化が残り今日でも地域産業として受け継がれているが、その歴史文化や特色があまり認知されていない。	⑯食文化の普及・継承と活用事業の展開 食品関連企業・団体とのコラボレーションにより、これらの食文化(麦・川魚・発酵食品)を普及・継承するための活用事業・イベント等を展開する。

[3]保存・活用の実践 — (D)ひとづくり

区分	分野	課題	④方針
		■令和7年度で刊行が終了する館林市史編さん事業の業務や蓄積、ノウハウを文化財担当部局に引継ぎながらその成果を活用し地域に伝える必要が生じている。	①市史編さん事業の継承と活用 館林市史編さん事業の終了にあわせた、調査・研究スキルや収集資料、事業成果を文化財担当部局に適切に引継ぎながら、管理・公開・活用していくための人材育成・体制整備に取り組む。
		■文化財行政を専門的、長期的に担う専門職員が不足しているほか、文化財の保存・活用について、観光面なども含めて総合的なマネジメントを牽引する行政職員が少ない。	②文化財マネジメント人材の発掘・育成 文化財の総合的なマネジメントができる行政の専門職員養成や専門部署設置など、人材の発掘・育成に取り組む。
		■少子高齢化により、伝統芸能・祭り・年中行事などの無形の民俗文化財を担う技能保持者・関係者が減少し、伝承が困難な状況にある。	③文化財技能保持者の伝承・継承に向けた支援強化 民俗芸能などの無形の民俗文化財の技術継承を行うために、継承団体と定期的に協議する機会を設け、必要な支援についての把握を行う。
		■屋根葺替えなどの伝統技術や、茅や楮など保存修理に必要な原材料を使った文化財建造物の補修・改修が困難となり、将来的な管理・公開も不能になる恐れがある。	④民間の文化財保存・活用技術継承と資材確保の支援 指定・登録文化財の適切維持管理を進める中で、文化財の保存・活用に用いられる伝統技術の継承、文化庁「ふるさと文化財の森」への登録も含め、保存修理に必要な資材の確保を行いながら、民間技術者の確保や支援に努める。

	■学校や各種団体への文化財貸出や、講師等派遣による学習支援の制度があるが、利用する学校や団体が少なく、周知の強化が必要である。	⑤学校教育・生涯学習との連携強化 市民に文化財の価値や魅力を周知する窓口となる学校教育や生涯学習事業との連携を強化していくため、学校や各種団体のニーズに対応した、教材などの開発や更新を行う。
	■文化財所有者や関係者、地域活動者などが必要としている支援・サポートが把握できておらず、協働した保存・活用が実践できていない。	⑥地域活動者等と協働した保存・活用の実践 地域で活動する文化財保護活動団体やガイド団体等と緊密に連携し、ニーズ調査等を行いながら、必要な支援・サポートの把握・提供に努める。
	■文化財ボランティアの会員が高齢化しており年々活動者が減少している。また活動の中心が「武鷹館」運営になっており、活動範囲も狭まっている。	⑦文化財ボランティア活動者の支援・強化 文化財サポーター制度の導入を検討し、「武鷹館」での活動をはじめ、市内の様々な文化財に関するボランティア活動に誰でも気軽に参加できる体制を整える。
	■日本遺産に認定された「里沼」のストーリーや構成文化財の内容・魅力を語り伝えることができるだけでなく、他の文化財見学を含めた市内周遊をコーディネートできる人材が育っていない。	⑧日本遺産「里沼」ランドナビゲーター育成 日本遺産「里沼」のストーリーや構成文化財のガイドだけでなく、市内の文化財や歴史文化の持つ魅力を伝え、周遊までをコーディネートできる人材を「里沼」ランドナビゲーターとして育成する。

[3]保存・活用の実践 — (E)まちづくり

区分	分野	課題	No 方針
[3]保存・活用の実践	(E)まちづくり	■市総合計画に文化財の効果的な保存・活用を位置付け、観光、産業、都市計画、市民協働など各分野の基本計画との連動を図る必要がある。	①文化財を活かしたまちづくりの展開 文化財を単に歴史的に価値がある資産としてのみでなく、本市の知名度と魅力の向上や観光、地域振興など、市のまちづくりに幅広く活用する。
		■館林市では今後さらなる人口減少が見込まれることから市財政力だけでは文化財を保存・活用するために投資できる資金を確保できない状況が生じている。	②民間活力獲得や資金調達手法の検討 歴史文化を生かした地域活性化への好循環を生み出すため、市への指定寄附やふるさと納税、企業版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディング、クラウドファンディング等を活用しながら、文化財を保存・活用するための資金確保を検討する。
		■国指定名勝「躑躅ヶ岡」のもつ歴史文化や魅力を伝えるための情報発信や施設整備等が不足している。	③国指定名勝「躑躅ヶ岡」周辺の再整備の推進 「躑躅ヶ岡」保存管理計画の見直しと合わせて、情報発信や活用を充実させるためのハード・ソフト整備を推進する。また「旧秋元別邸」を含む第二公園部分の魅力向上も図る。
		■市内にある沼周辺に、来訪者が歴史文化を体感できる施設、おもてなしする施設がなく、日本遺産「里沼」の魅力を十分に伝えることができていない。	④茂林寺沼南岸用地の利活用の促進 持続可能な運用を図るため、民間事業者の活用を用いて、茂林寺沼南岸の市有地を利活用した日本遺産「里沼」の魅力や遊びと憩いを体感できる観光誘客施設・店舗等を整備するとともに、茂林寺沼湿原保護と健全化のための拠点化を図る。

	■ 中心市街地をはじめ市内にある歴史的建造物について、空き家化や再開発に伴う取り壊しの動きが見られ、町並み景観保全や観光資源としての活用と併せた対策をとる必要がある。	⑤歴史的建造物の保存整備事業の推進 歴史的建造物に関する保存整備事業が円滑に推進できるよう、事業手法の関連法令などに関する調査、検討を行う。
	■ 館林駅東側にある「歴史の小径」や、旧二業見番、旧市役所庁舎(市民センター)、外池商店店舗、旧館林信用金庫等の歴史的建造物、大辻公園等の歴史文化ストックがあるものの、有効活用されていない。	⑥都市再生整備計画(館林駅東地区)との連動 都市再生整備計画(館林駅東地区)やエリアプラットフォーム、まちづくり会社との連動により人材育成・ノウハウ集積に取り組むことで、館林駅東側に残る歴史文化ストックの保存と活用を両立させたまちづくりを展開する。
	■ 文化財をまちづくりに活かしていくための、市民や民間団体との協働体制が整備されていない。	⑦保存活用を推進するための組織設置 地域計画作成後、具体的措置の進捗管理を行うための組織を新設しながら、歴史文化を活かしたまちづくりの推進を目的として、市役所関係部署の連携や、市民や民間事業者などの多様な主体との連携強化を進める。

4 地域計画で取組む具体的措置

前節で定めた、文化財の保存・活用の現状と課題、方針に対応させて、本計画で取組む具体的措置を設定する。本計画のアクションプランを実行力のあるものとするため、具体的措置については名称と内容だけでなく、経常的に実施している措置(継続)と今回新たに推進する措置(新規)を区分したほか、関連する文化財や、市・県・国・文化財所有者・関係団体・民間事業者・住民・地域・学校など、具体的措置の実施主体者の区分に加え、財源や計画期間10年間における年次計画、優先度も設定した。以下の措置については、市費、県費、国費(文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等)、その他民間資金等を活用しながら進めていく。

また、計画期間(10年)を前期(令和7(2025)～9年度(2027))、中期(令和9年(2028)～13年度(2031))、後期(令和14年(2032)～令和16年度(2034))の三つの期間に分け、計画期間で行う事業の着実な推進に努める。

[1]保存 — (A)調査・研究

全11事業

優先度

高

基本方針	①埋蔵文化財遺跡台帳や既往調査履歴更新と地理情報システム(GIS)導入		
具体的措置	①遺跡台帳の GIS システム化		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	埋蔵文化財
事業主体者	市(文化振興課)		
財源	市		
内容	遺跡台帳の再整備に合わせて、市で運用している地理情報システム(GIS)に遺跡台帳情報を統合させることで、埋蔵文化財に関する調査や保護の円滑化を進める。		
事業計画	前期 令和 7～9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 10～13 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 14～16 年度 (2032～2034 年度)
	○	○	○

基本方針	②分野別・エリア別悉皆把握調査の実施		
具体的措置	②3市町共同「内陸古砂丘」調査		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	未指定・未登録
事業主体者	市(文化振興課)・群馬県		
財源	市・群馬県補助金・国(文化庁)補助金		
内容	「里沼」の起源と深く関連する「内陸古砂丘」について館林市・邑楽町・千代田町の3市町共同調査を行い、国登録文化財(天然記念物)等への登録を目指す。		
事業計画	前期 令和 7～9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 10～13 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 14～16 年度 (2032～2034 年度)
	○	○	○

基本方針	③動植物・景観・民俗分野の経年変化確認調査の実施		
具体的措置	③館林紬保存のための技術詳細調査		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	民俗
事業主体者	市(文化振興課・商工課)・所有者・関係団体・民間事業者		
内容	地場産業のひとつである館林紬を使った新たな商品及びサービス開発を見据え、技術継承のための詳細調査を進める。		
事業計画	前期 令和 7～9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 10～13 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 14～16 年度 (2032～2034 年度)
	—	○	○

基本方針	④調査済文化財の台帳の整備・公開		
具体的措置	④文化財データベースの整備・公開		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	全
事業主体者	市(文化振興課)・所有者		
財源	市		
内容	文化財や市史編さん事業を通じて集積してきた調査結果を台帳として整理し、そのデータベースを公開することで、文化財の保存・活用につなげるとともに、災害時対応の円滑化を図る。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	—	○	○

基本方針	⑤地域住民との協働調査の実施		
具体的措置	⑤地域寺社関連物調査ワークショップ事業 (年度毎に地区を変えて継続実施)		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	未指定・未登録
事業主体者	市(文化振興課・生涯学習課)・関係団体・住民・地域		
財源	市		
内容	住民参加型ワークショップとして、地域の寺社関連物(建築物・工作物・石碑等)を調査し、地域の歴史文化を再発見する。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	○	○	○

基本方針	⑥「里沼学」確立のための研究推進と支援		
具体的措置	⑥「里沼学研究紀要」・「里沼双書」刊行		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	全
事業主体者	市(文化振興課)・関係団体		
財源	市		
内容	館林市立資料館や市史編さんセンターによる「里沼」に関する調査・研究成果を研究紀要や双書として刊行し、学術的な深化を図る。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	—	○	○

優先度
高

基本方針	⑥「里沼学」確立のための研究推進と支援		
具体的措置	⑦「里沼市民大学」・「里沼サミット」開催		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	全
事業主体者	市(文化振興課)・住民・地域		
財源	市		
内容	「里沼」の浸透・普及を目的として地域住民・活動者向けの「市民大学」、全国規模での「里沼サミット」の開催する。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	—	○	○

基本方針	⑦産官学連携による調査・研究の実施		
具体的措置	⑧茂林寺沼湿原地域共同調査		
新規・継続	★(継続)	関連する文化財	茂林寺沼湿原
事業主体者	市(文化振興課)・群馬県・関係団体・民間事業者・住民・地域・学校		
財源	市		
内容	専門家や研究機関、高校・大学、地域活動者等と共同で湿原や動植物に関する調査を実施しながら、国内でも希少価値のある低層湿原保護に向けた普及・啓発を図る。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	○	○	○

基本方針	⑦産官学連携による調査・研究の実施		
具体的措置	⑨ヨシ利活用商品・サービス造成		
新規・継続	★(継続)	関連する文化財	茂林寺沼湿原
事業主体者	市(文化振興課)・関係団体・民間事業者・学校		
財源	市・民間資金・クラウドファンディング		
内容	地域の活動者と連携して、茂林寺沼湿原管理で生じるヨシ刈後の廃ヨシを利活用した新たな商品やサービスの造成・展開を図りながら、持続可能な湿原の保存・活用サイクルの構築に取り組む。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	○	○	○

基 本 方 針	⑧大学や民間と連携した歴史的建造物調査の実施		
具 体 的 措 置	⑩市内歴史的建造物調査の実施		
新 規 ・ 継 続	★(継続)	関連する文化財	未指定・未登録
事 業 主 体 者	市(文化振興課)・所有者・関係団体・民間事業者		
財 源	市		
内 容	市内、特に館林駅東・旧城下町エリアに残る歴史的建造物の調査を大学や民間専門機関等と連携し進め、記録保存と将来的な利活用事業に向けた基礎データ集積に取り組む。		
事 業 計 画	前期 令和 7 ～ 9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 1 0 ～ 1 3 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 1 4 ～ 1 6 年度 (2032～2034 年度)
	—	○	○

基 本 方 針	⑨「境目」地域に由来する調査・研究事業の実施		
具 体 的 措 置	⑪『館林ことば』民俗調査の実施		
新 規 ・ 継 続	★(新規)	関連する文化財	民俗
事 業 主 体 者	市(文化振興課)・住民・地域		
財 源	市		
内 容	市内公民館等との連携や、調査ボランティア等を活用し『館林ことば』に関する民俗調査を実施する。		
事 業 計 画	前期 令和 7 ～ 9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 1 0 ～ 1 3 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 1 4 ～ 1 6 年度 (2032～2034 年度)
	—	○	○

[1]保存 — (B)保存・管理 全14事業

基 本 方 針	①文化財の指定・登録の推進		
具 体 的 措 置	①新指定・登録候補物件リスト作成		
新 規 ・ 継 続	★(新規)	関連する文化財	未指定・未登録
事 業 主 体 者	市(文化振興課)・所有者		
財 源	市		
内 容	市内にある文化財を価値づけしながら、新たに指定・登録すべき候補文化財を種別ごとにリスト化し、積極的な文化財保存に取り組む。		
事 業 計 画	前期 令和 7 ～ 9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 1 0 ～ 1 3 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 1 4 ～ 1 6 年度 (2032～2034 年度)
	○	○	○

基本方針	②指定・登録文化財の維持管理の強化		
具体的措置	②館林城跡の樹木管理・除草強化		
新規・継続	★(継続)	関連する文化財	館林城跡
事業主体者	市(文化振興課・向井千秋記念子ども科学館)		
財源	市		
内容	館林城跡の土塁や三の丸土塁のほか、周辺にある文化財施設を含めた樹木剪定や除草の取組みを強化するとともに、館林藩時代の風情を体感できるよう城跡関連の再整備につなげていく。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	○	○	○

基本方針	③現行の市指定文化財制度の見直し		
具体的措置	③館林市登録文化財制度の検討		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	未指定・未登録
事業主体者	市(文化振興課)・所有者		
財源	市		
内容	市登録文化財制度の新設を検討し、「里沼」関連文化財を中心に登録を行いながら、地域住民が主体となった保存・管理の展開を図る。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	○	○	○



基本方針	④文化財の所有者・継承者等への支援制度の拡充		
具体的措置	④文化財継承制度の創設検討		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	全
事業主体者	市(文化振興課)・所有者・関係団体・民間事業者・住民・地域・学校		
財源	市・民間資金・クラウドファンディング		
内容	会社経営・商業などの事業承継のように、文化財管理や伝統芸能等の後継者マッチング支援制度の創設を検討し、地域のなかで文化財を守り、伝える体制を整える。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	○	○	○

基本方針	④文化財の所有者・継承者等への支援制度の拡充		
具体的措置	⑤文化財保存制度周知強化		
新規・継続	★(継続)	関連する文化財	全
事業主体者	市(文化振興課)・所有者・住民		
財源	市・群馬県補助金・国(文化庁)補助金 等		
内容	国・県・市や民間財団等による補助金・助成金制度の説明会を定期的に実施し、制度の利用促進と文化財保存・活用を図る。		
事業計画	前期 令和 7～9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 10～13 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 14～16 年度 (2032～2034 年度)
	○	○	○

基本方針	⑤記録保存データのデジタル化推進		
具体的措置	⑥文化財のデジタル記録保存		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	民俗・芸能
事業主体者	市(文化振興課)・所有者・住民・地域・学校		
財源	市・国(文化庁)補助金		
内容	伝承が困難な伝統芸能や年中行事等を対象としてデジタル技術を用いて記録保存を行う。特に館林駅東・旧城下町エリアの祭りなどを対象に、関係団体や公民館・学校等と連携しながら記録保存を図る。		
事業計画	前期 令和 7～9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 10～13 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 14～16 年度 (2032～2034 年度)
	—	○	○

基本方針	⑥指定・登録文化財の個別保存管理計画の策定		
具体的措置	⑦個別保存活用計画策定の推進		
新規・継続	★(継続)	関連する文化財	指定・登録
事業主体者	市(文化振興課)・群馬県・所有者		
財源	市		
内容	指定・登録文化財における個々の計画を策定しながら、中・長期的ビジョンのもと、コストの平準化や効率的な事業実施に努め、それぞれの文化財の保存・活用を推進する。		
事業計画	前期 令和 7～9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 10～13 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 14～16 年度 (2032～2034 年度)
	○	○	○

基 本 方 針	⑦文化財所有者・管理者等との連絡体制構築		
具 体 的 措 置	⑧文化財所有者一斉情報システム		
新 規 ・ 継 続	★(新規)	関連する文化財	指定・登録
事 業 主 体 者	市(文化振興課)・群馬県・所有者・関係団体		
財 源	市		
内 容	メール・SNSなどインターネットを活用して文化財所有者・関係団体との連絡網を整備し、日常管理や災害時におけるインタラクティブに情報共有が可能な連絡体制を構築・導入する。		
事 業 計 画	前期 令和 7～9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 10～13 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 14～16 年度 (2032～2034 年度)
	—	○	○

基 本 方 針	⑧地域連携による保存・管理コストの低減		
具 体 的 措 置	⑨市アダプト制度による管理・保護		
新 規 ・ 継 続	★(新規)	関連する文化財	全
事 業 主 体 者	市(文化振興課・市民協働課)・所有者・関係団体・民間事業者・住民・地域・学校		
財 源	市・ふるさと納税・企業版ふるさと納税		
内 容	館林市アダプト制度(有償ボランティアを活用した市管理物の清掃・環境美化)と連動して、企業や学校、地域住民など地域と連携した文化財や関連施設等の維持管理・保護に取り組む。		
事 業 計 画	前期 令和 7～9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 10～13 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 14～16 年度 (2032～2034 年度)
	○	○	○

基 本 方 針	⑨文化財関連の収蔵スペース確保や収蔵庫設備改修の検討		
具 体 的 措 置	⑩文化財収蔵施設更新・改修の検討		
新 規 ・ 継 続	★(新規)	関連する文化財	全
事 業 主 体 者	市(文化振興課)		
財 源	市		
内 容	館林市立資料館・田山花袋記念文学館・文化財資料保存庫などの施設更新や設備改修を検討し、文化財施設の収蔵スペース確保、保存・管理機能の強化を図る。		
事 業 計 画	前期 令和 7～9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 10～13 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 14～16 年度 (2032～2034 年度)
	—	○	○

基本方針	⑩市文化財防災ガイドラインの策定		
具体的措置	⑪市文化財防災ガイドラインの策定		
新規・継続	★(継続)	関連する文化財	全
事業主体者	市(文化振興課)・群馬県・所有者・関係団体		
財源	市		
内容	既存の災害時対応マニュアルを見直し、市文化財防災ガイドラインを策定し、災害発生時に備えるとともに、定期的な図上訓練・定期巡検等を実施しながら、非常時における円滑な運用を目指す。また、国や県、他自治体・博物館・大学等と連携しながら文化財レスキュー体制も整備する。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	○	○	○

基本方針	⑪地域ぐるみの文化財防犯体制の整備		
具体的措置	⑫地域主体の文化財防犯・レスキュー体制整備		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	全
事業主体者	市(文化振興課・安全安心課)・群馬県・所有者・関係団体・地域・住民		
財源	市		
内容	個人所有の文化財や社寺をはじめとする、地域の未指定文化財を含め、地元住民やボランティア等の協力による地域ぐるみでの防犯パトロール・レスキュー体制を整備する。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	—	○	○

基本方針	⑫被災文化財避難先リストの作成		
具体的措置	被災文化財避難先リストの整備		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	全
事業主体者	市(文化振興課)・所有者・関係者・地域・住民・地域・学校		
財源	市		
内容	文化財レスキューを行う群馬歴史資料継承ネットワークなどと連携しながら、災害で被災した文化財の避難先である“里沼・川合シェルター”のリストを作成・整備する。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	—	○	○



基本方針	⑬文化財防災センターとの連携体制構築		
具体的措置	⑭文化財防災研修への参加		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	全
事業主体者	市(文化振興課)		
財源	市		
内容	県を通じて文化財防災センターに要請を行う。同センターが実施・開催する被災文化財取扱い研修に市文化財関係職員を積極的に参加させ、ノウハウ習得につとめる。		
事業計画	前期 令和 7～9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 10～13 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 14～16 年度 (2032～2034 年度)
	○	○	○

[2]活用 ― (C)活用・普及 全16事業

基本方針	①地域ストーリー浸透のための普及活動実施		
具体的措置	①地域ストーリー普及促進事業 (年度毎に地区を変えて継続実施)		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	全
事業主体者	市(文化振興課)・所有者・関係団体・住民・地域・学校		
財源	市		
内容	日本遺産「里沼」ストーリー、地域計画で明記した5つの特性と8つのサブストーリーを浸透させるため各種講座・ワークショップや向井千秋記念子ども科学館ROCKET事業等を展開する。		
事業計画	前期 令和 7～9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 10～13 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 14～16 年度 (2032～2034 年度)
	○	○	○

基本方針	②定期的な文化財シンポジウム・セミナーの開催		
具体的措置	②文化財シンポジウム・セミナーの開催		
新規・継続	★(継続)	関連する文化財	全
事業主体者	市(文化振興課・関係課)・所有者・関係団体・民間事業者・住民・地域		
財源	市		
内容	館林市の文化財や歴史文化に関するシンポジウムやセミナー等を定期的に行いながら、文化財愛護意識の向上や、地域が一体となった保存・活用に向けての足掛かりを形成する。		
事業計画	前期 令和 7～9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 10～13 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 14～16 年度 (2032～2034 年度)
	○	○	○

優先度

高

基本方針	③「文化財ルネツサンス」の開催数増加と周知強化		
具体的措置	③文化財ルネツサンス事業		
新規・継続	★(継続)	関連する文化財	指定・登録
事業主体者	市(文化振興課)・所有者・関係団体・民間事業者・住民・地域		
財源	市・民間資金		
内容	館林市第二資料館にある旧上毛モスリンや武鷹館、旧二業見番組合事務所など指定・登録済みの歴史的建造物を活用したイベント(演奏会・展示会等)の開催を積極的に支援する。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	○	○	○

基本方針	④文化財施設の運営維持と再整備		
具体的措置	④施設リニューアルの促進・強化		
新規・継続	★(継続)	関連する文化財	施設
事業主体者	市(文化振興課)		
財源	市・国(文化庁)補助金		
内容	館林市立資料館や田山花袋記念文学館など文化財関連施設の老朽化に対する改修や修繕、設備・機器の更新のみならず、建物や収蔵庫などのリニューアルを検討し、文化財の適切な管理と保存につなげる。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	○	○	○

優先度

高

基本方針	⑤文化財施設整備・再編複合化の検討		
具体的措置	⑤資料館・文学館集約複合化検討		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	施設
事業主体者	市(文化振興課・関係課)		
財源	市		
内容	コンパクトシティ形成・市施設管理計画に合わせて、館林市立資料館・田山花袋記念文学館の集約化による総合博物館新設に向けた構想を立て、資料保存管理機能や展示機能の充実を検討する。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	—	○	○

基本方針	⑥文化財施設における魅力ある展示会等の実施		
具体的措置	⑥資料館・文学館での魅力ある展示会等の開催		
新規・継続	★(継続)	関連する文化財	施設
事業主体者	市(文化振興課)・所有者・関係団体		
財源	市		
内容	館林市立資料館や田山花袋記念文学館、武鷹館などの運営・公開を維持するとともに、魅力ある展示会・イベント・講座・ワークショップを開催して入館者数の増加に取組み、施設の魅力を市内外に発信していく。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	○	○	○

基本方針	⑦市内ミュージアム施設同士の連携体制構築・強化		
具体的措置	⑦館林ミュージアムネットワーク(TMN)の構築		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	施設
事業主体者	市(文化振興課)・所有者・関係団体・民間事業者		
財源	市・民間資金		
内容	博物館法改正を受け、市内にある市有・民間のミュージアム施設におけるネットワークを構築し、各施設の館長・スタッフ同士の連携や情報交換を強化し、将来的な共同事業を開催する。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	○	○	○

優先度
高

基本方針	⑧文化財を見学できる機会の創出		
具体的措置	⑧市内文化財一斉公開事業の創設		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	指定・登録
事業主体者	市(文化振興課)・群馬県・所有者・関係団体・民間事業者・住民・地域・学校		
財源	市・民間資金		
内容	民有の指定・登録文化財所有者や文化財・ガイドボランティアの協力を得ながら、市内にある文化財を年1回程度、一斉に特別公開する機会を創設し、各々の文化財のもつ価値や魅力を伝える。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	—	○	○

優先度
高

基本方針	⑨公共・民間施設における普及活動の展開		
具体的措置	⑨「館林市どこでも博物館」の開催		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	全
事業主体者	市(文化振興課・関係課)・所有者・関係団体・民間事業者・地域・学校		
財源	市・民間資金		
内容	市役所市民ホールや学校・公民館などの公共施設、民間のショッピングセンターや店舗空きスペースなどを利用し、期間限定の展示会「館林どこでも博物館」の開催に取り組む。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	—		○

基本方針	⑩文化財の多言語化・ユニバーサル化推進		
具体的措置	⑩解説サイン・パンフレットの多言語化		
新規・継続	★(継続)	関連する文化財	全
事業主体者	市(文化振興課)・群馬県・所有者・関係団体・民間事業者		
財源	市・ふるさと納税・企業版ふるさと納税・民間資金・国(文化庁・観光庁)補助金		
内容	文化財や日本遺産「里沼」関連の解説サインやパンフレット等の整備を順次進めるとともに、整備の際には多言語化なども行いながら、本市の歴史文化を世界へ発信していく。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	○	○	○

優先度
高

基本方針	⑪魅力ある講座や展示解説会の開催		
具体的措置	⑪魅力ある講座・展示解説会の開催		
新規・継続	★(継続)	関連する文化財	全
事業主体者	市(文化振興課)		
財源	市		
内容	館林市立資料館・田山花袋記念文学館においては月1回程度、展示解説会を開催する一方で、田山花袋の随筆作品の朗読プロジェクトのような魅力ある企画・講座を開催し、入館者増加やリピーター獲得に取り組む。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	○	○	○

優先度

高

基本方針	⑫体験型プログラム創出による魅力伝達		
具体的措置	⑫「里沼」体感！ワークショップ事業		
新規・継続	★(継続)	関連する文化財	全
事業主体者	市(文化振興課)・群馬県・所有者・関係団体・民間事業者・住民・地域・学校		
財源	市・ふるさと納税・企業版ふるさと納税・民間資金		
内容	四季折々の観光イベントや日本遺産「里沼」と連動した体験型プログラムをワークショップとして創出・実施しながら、地域の歴史文化の魅力を伝える。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	○	○	○

基本方針	⑬インターネットを使った文化財の情報発信・周知の強化		
具体的措置	⑬文化財情報発信の強化		
新規・継続	★(継続)	関連する文化財	全
事業主体者	市(文化振興課)・所有者・関係団体・民間事業者		
財源	市		
内容	WEBサイトやSNSを活用した積極的な情報発信を行い、文化財や本市の歴史文化、地域ストーリーの認知度を高めるとともに、地域住民や来訪者の興味関心を高める。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	○	○	○

基本方針	⑭文化財を活用したロケの積極的な誘致		
具体的措置	⑭フィルムコミッションと連動した文化財活用		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	全
事業主体者	市(文化振興課・つつじのまち観光課)・所有者・関係団体・民間事業者		
財源	市・市観光協会		
内容	館林フィルムコミッションの設立により、歴史的建造物をはじめとした本市文化財のロケ利用を促進し、全国的なPRを図る。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	○	○	○

基 本 方 針	⑮学校・公民館等との連携・支援		
具 体 的 措 置	⑮総合学習・出前授業との連携		
新 規 ・ 継 続	★(継続)	関連する文化財	全
事 業 主 体 者	市(文化振興課・生涯学習課)・所有者・住民・地域・学校		
財 源	市		
内 容	市内小・中学校での総合学習、公民館での出前講座と連携しながら、文化財や歴史文化、日本遺産「里沼」をPRし、地域住民に対して価値や魅力を伝達していく。		
事 業 計 画	前期 令和 7～9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 10～13 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 14～16 年度 (2032～2034 年度)
	○	○	○

基 本 方 針	⑯食文化の普及・継承と活用事業の展開		
具 体 的 措 置	⑯「里沼」の食文化魅力発信事業		
新 規 ・ 継 続	★(継続)	関連する文化財	—
事 業 主 体 者	市(文化振興課・商工課)・群馬県・所有者・関係団体・民間事業者・住民・地域・学校		
財 源	市・ふるさと納税・企業版ふるさと納税・民間資金		
内 容	麦・川魚・発酵食品など「里沼」を深いつながりのある食文化の魅力を伝えるため、PR媒体やレシピ集などの作成、イベント等を実施しながら周知・PRを図る。		
事 業 計 画	前期 令和 7～9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 10～13 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 14～16 年度 (2032～2034 年度)
	○	○	○

[3]保存・活用の実践 ― (D)ひとづくり **全8事業**

	①市史編さん事業の継承と活用		
	①市史編さん事業成果の継承・移行		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	全
事業主体者	市(文化振興課)		
財源	市		
内容	令和7年度で刊行を終了する市史編さんセンターの成果を継承しつつ、人材やノウハウを活かし、館林市立資料館・田山花袋記念文学館スタッフのスキル向上など、館運営の活性化を図る。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	○	○	○

基本方針	②文化財マネジメント人材の発掘・育成		
具体的措置	②文化財マネジメント人材強化事業		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	—
事業主体者	市(文化振興課)・群馬県		
財源	市・国(文化庁)補助金		
内容	文化財関係職員を文化財保存活用やまちづくり等の研修に積極的に派遣し、文化財マネジメント能力を高める。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	○	○	○



基本方針	③文化財技能保持者の伝承・継承に向けた支援強化		
具体的措置	③伝統芸能等の技術継承の支援		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	民俗・芸能
事業主体者	市(文化振興課・関係課)・群馬県・所有者・関係団体・住民・地域・学校		
財源	市・群馬県(芸術振興財団)補助金・クラウドファンディング等		
内容	民俗芸能などの無形文化財は少子高齢化により継承が困難な状況が発生していることから、関係団体や公民館・学校等と連携しながら伝統芸能の技術継承や継承者育成を支援していく。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	○	○	○

基本方針	④民間の文化財保存・活用技術継承と資材確保の支援		
具体的措置	④民間技術者・資材確保の支援		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	指定・登録
事業主体者	市(文化振興課)・所有者・関係団体		
財源	市		
内容	指定・登録文化財の工事・修繕はコストがかかるものの、文化財の保存・活用に用いられる伝統技術の継承、保存修理に必要な資材の確保を行いながら、民間技術者の確保や支援に努める。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	○	○	○

基本方針	⑤学校教育・生涯学習との連携強化		
具体的措置	⑤公民館「伝統芸能継承事業」		
新規・継続	★(継続)	関連する文化財	民俗・芸能
事業主体者	市(文化振興課・生涯学習課)・所有者・関係団体・住民・地域・学校		
財源	市		
内容	三野谷公民館で実施している「上三木のささら」育成事業を好例として、市内で継承が危ぶまれている民俗芸能や年中行事等を次世代に継承する講座を開催し、後継者不足解消を図る。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	○	○	○

基本方針	⑥地域活動者等と協働した保存・活用の実践		
具体的措置	⑥文化財関係者ニーズ調査実施		
新規・継続	★(継続)	関連する文化財	全
事業主体者	市(文化振興課)・所有者・関係団体・民間事業者		
財源	市		
内容	文化財に関わる所有者・関係団体・民間事業者が必要としている支援に関するニーズ調査を行い、パートナーシップを構築しながら将来的な保存・活用へ適切にフィードバックする。		
事業計画	前期 令和7～9年度 (2025～2027年度)	中期 令和10～13年度 (2028～2031年度)	後期 令和14～16年度 (2032～2034年度)
	○	○	○



基 本 方 針	⑦文化財ボランティア活動者の支援・強化		
具 体 的 措 置	⑦文化財サポーター制度の導入		
新 規 ・ 継 続	★(新規)	関連する文化財	—
事 業 主 体 者	市(文化振興課)・所有者・関係団体・住民		
財 源	市・民間資金		
内 容	文化財ボランティアの高齢化・活動者減少、活動場所の固定化に対処するため、様々なスキルを持った人々が緩やかに集い・活動できるサポーター制度の導入を進める。		
事 業 計 画	前期 令和 7～9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 10～13 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 14～16 年度 (2032～2034 年度)
	—	○	○

優先度

高

基 本 方 針	⑧日本遺産「里沼」ランドナビゲーター育成		
具 体 的 措 置	⑧「里沼」ランドナビゲーター育成支援		
新 規 ・ 継 続	★(継続)	関連する文化財	全
事 業 主 体 者	市(文化振興課)・関係団体		
財 源	市・ふるさと納税・企業版ふるさと納税・民間資金		
内 容	館林市「日本遺産」推進協議会と連携しながら、本市の地域ストーリーや構成文化財を解説案内できる人材を育成する。将来的には文化財を起点とした周遊観光マネジメント人材の育成等への発展も見込む。		
事 業 計 画	前期 令和 7～9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 10～13 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 14～16 年度 (2032～2034 年度)
	○	○	○

優先度

高

[3]保存・活用の実践 ― (E)まちづくり **全7事業**

基本方針	①文化財を活かしたまちづくりの展開		
具体的措置	①市総合計画・個別計画との連動		
新規・継続	★(継続)	関連する文化財	—
事業主体者	市(文化振興課・企画課)		
財源	市		
内容	市の総合計画や各分野の個別計画において、地域計画との連動性を図ることで、「里沼文化」の根付く本市の歴史文化を活かしたまちづくりへの展開を図る。		
事業計画	前期 令和 7～9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 10～13 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 14～16 年度 (2032～2034 年度)
	○	○	○

基本方針	②民間活力獲得や資金調達手法の検討		
具体的措置	②ふるさと納税・企業版ふるさと納税		
新規・継続	★(継続)	関連する文化財	—
事業主体者	市(文化振興課・企画課)・所有者・関係団体・民間事業者		
財源	市・ふるさと納税・企業版ふるさと納税・民間資金 等		
内容	ふるさと納税や企業版ふるさと納税を投入して文化財保存・活用や日本遺産「里沼」事業推進を行う一方、歴史文化を活かした返礼品を創出することで、まちづくりの好循環を生み出す。		
事業計画	前期 令和 7～9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 10～13 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 14～16 年度 (2032～2034 年度)
	○	○	○

基本方針	③国指定名勝「躑躅ヶ岡」周辺の再整備の推進		
具体的措置	③国指定名勝「躑躅ヶ岡」保存管理計画改定		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	躑躅ヶ岡
事業主体者	市(文化振興課・つつじのまち観光課)・群馬県・所有者		
財源	市		
内容	国指定名勝である「躑躅ヶ岡」の保存管理計画を改定し、中・長期的な保存・活用に関する具体的アクションを位置付けるとともに、つつじ古木群や景観を見学する来訪者満足度充実のための整備も推進する。		
事業計画	前期 令和 7～9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 10～13 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 14～16 年度 (2032～2034 年度)
	—	○	○

優先度

高

基本方針	④茂林寺沼南岸用地の利活用の促進		
具体的措置	④茂林寺沼南岸用地拠点化整備		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	茂林寺沼
事業主体者	市(つつじのまち観光課・都市計画課)・群馬県・関係団体・民間事業者		
財源	市・国(観光庁)補助金・民間資金 等		
内容	茂林寺沼南岸用地の観光誘客拠点化整備を促進し、国内でも貴重な低層湿原や日本遺産「里沼」ストーリーの普及や民間活力導入による湿原の保存・活用に関する持続可能な循環を生み出す。		
事業計画	前期 令和 7～9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 10～13 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 14～16 年度 (2032～2034 年度)
	○	○	○

優先度

高

基本方針	⑤歴史的建造物の保存整備事業の推進		
具体的措置	⑤旧二業見番組合事務所改修・活用事業		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	旧二業見番組合事務所
事業主体者	市(文化振興課・関係課)・群馬県・関係団体・民間事業者・住民・地域		
財源	市・ふるさと納税・企業版ふるさと納税・寄付金・群馬県補助金・国(文化庁・国土交通省)補助金・民間資金・寄付金・クラウドファンディング 等		
内容	旧二業見番組合事務所の歴史や建物の価値を維持した改修・耐震補強を行うとともに、地域コミュニティセンターや観光拠点機能を持たせた整備を図り、館林駅東・旧城下町エリアのにぎわい醸成の中核とする。		
事業計画	前期 令和 7～9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 10～13 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 14～16 年度 (2032～2034 年度)
	○	○	○

優先度

高

基本方針	⑥都市再生整備計画(館林駅東地区)との連動		
具体的措置	⑥公的不動産・歴史的建造物の活用		
新規・継続	★(新規)	関連する文化財	建造物
事業主体者	市(区画整理課・文化振興課)・所有者・関係団体・民間事業者		
財源	市・まちづくり会社・民間資金・クラウドファンディング		
内容	民間事業者やまちづくり団体等と連携しながら館林駅東・旧城下町エリアにおけるエリアプラットフォーム構築、未来ビジョン策定を進める。エリアに残る公的不動産や歴史的建造物など歴史文化ストックの保存と活用を目的とした社会実験や情報発信、具体的事業の展開を図る。		
事業計画	前期 令和 7～9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 10～13 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 14～16 年度 (2032～2034 年度)
	○	○	○

優先度

高

基 本 方 針	⑦保存活用を推進するための組織設置		
具 体 的 措 置	⑦文化財保存活用推進協議会設置		
新 規 ・ 継 続	★(新規)	関連する文化財	全
事 業 主 体 者	市(文化振興課・関係課)・群馬県・所有者・関係団体・民間事業者・住民・地域・学校		
財 源	市		
内 容	地域計画作成時の協議会体制を今後の保存活用を推進する組織へと移行し、計画で位置付けた具体的措置の進捗状況や成果指標(K P I)などの管理を行い、歴史文化を活かしたまちづくりに努める。		
事 業 計 画	前期 令和 7 ～ 9 年度 (2025～2027 年度)	中期 令和 1 0 ～ 1 3 年度 (2028～2031 年度)	後期 令和 1 4 ～ 1 6 年度 (2032～2034 年度)
	○	○	○

※具体的措置一覧表を巻末に掲載